今治市スポーツ指導者育成支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、スポーツの指導者の養成及び資質の向上並びにその活用のため、スポーツ指導者となる資格の取得等をする者に対し、予算の範囲内においてその取得等に係る経費の一部を補助することについて、今治市補助金等交付規則（平成17年今治市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　この要綱において、補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

(１)　今治市の住民基本台帳に記載されている者。

(２)　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条の規定に該当する学校の教員でないこと。

(３)　補助対象資格の取得後、スポーツ指導者として当該補助対象資格に関する競技団体の協会等に登録資格の認定を受けること。

(４)　補助対象資格の取得後、市のスポーツに関する事業に協力する意思があること。

(５)　スポーツに関する職業に就いていないこと又はスポーツを職務としていないこと。

(６)　市に納付すべき税金、使用料又は負担金等を滞納していないこと。

（補助対象資格）

第３条　補助金の交付の対象となるスポーツ指導者等の資格は、別表に掲げるものとする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げるいずれかの資格の取得に要する経費及び当該資格の取得後における実務に資する講習会等の修了に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

(１)　講習会等の受講料及び教材費

(２)　資格試験受験料

(３)　資格認定料

(４)　前各号に準ずる経費

２　前項の規定にかかわらず、別表に掲げるいずれかの資格の更新に要する経費は、補助金の交付の対象としない。

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、前条に掲げる経費の２分の１とする。ただし、50,000円を限度とする。

２　補助金の交付は、同一の補助対象者について、１年度につき１回限りとする。

（交付申請）

第６条　補助対象者が、補助金の交付の申請をしようとするときは、今治市スポーツ指導者育成支援事業費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第１号）のほか次に掲げる書類を添付し、補助対象資格認定された日の属する年度の３月31日までに市長に提出しなければならない。

(１)　講習会等の開催要項等

(２)　講習会等の受講料、教材費、資格試験受験料及び資格認定料に関する領収書等の写し

(３)　指導者資格証等の写し

(４)　資格認定証の写し

（交付決定の通知）

第７条　市長は、前条の規定による申請書兼請求書を受理したときは、その内容等を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付する。

２　市長は、審査の結果、補助金の交付が不適当であると認めるときは、その旨を今治市スポーツ指導者育成支援事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第２号）により申請者に通知するものとする。この場合において、前項の規定により提出された請求書は、その提出がなかったものとみなす。

（補助金の返還）

第８条　市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金を返還させることができる。

　(１)　この要綱に違反したとき。

　(２)　この要綱に基づいて提出した書類等に虚偽の記載があったとき。

　(３)　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

　(４)　前３号に掲げる場合のほか、不正な行為があったと認められるとき。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 組織 | 資格名 | |
| 公益財団法人  日本スポーツ協会 | 競技別指導者 | スタートコーチ |
| コーチ１ |
| コーチ２ |
| コーチ３ |
| コーチ４ |
| コーチングアシスタント | |
| スタートコーチ（スポーツ少年団） | |
| スポーツドクター | |
| スポーツデンティスト | |
| アスレティックトレーナー | |
| スポーツ栄養士 | |
| スポーツプログラマー | |
| ジュニアスポーツ指導員 | |
| マネジメント指導者 | アシスタント  マネージャー |
| クラブマネージャー |

別記様式第１号（第６条関係）

　（宛先）今治市長

年　　月　　日

申請者（請求者）

住　所

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　（　　　　）　　　　－

今治市スポーツ指導者育成支援事業費補助金交付申請書兼請求書

　今治市スポーツ指導者育成支援事業費補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり補助金の交付を受けたいので申請します。また、交付決定となったときは、本状をもって請求します。

　なお、今治市スポーツ指導者育成支援事業費補助金申請のため、私の市税の納税状況等を調査することについて同意します。

|  |
| --- |
| １　取得した資格名又は修了した講習会等名 |
|  |
| ２　補助金交付申請額（請求額）  (上限50,000円)　　　　　　　　　　　　　　　　　 円 |
| 補助金交付対象経費の内訳  （１）講習会等の受講料及び教材費　　　　 　　　　 　円    （２）資格試験受験料　　　　　　　　　　 　　　 　　円    （３）資格認定料　　　　 　　　　　　　　　　　 　　円    （４）上記に準ずる経費　　　　　　　　　　　　 　　 円    合　計 　　　　　　　　　　　　　　　 　　　円 |

別紙

なお、補助金は私名義の下記の金融機関の口座に振り込んでください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振  込  先  口  座 | 金融機関名 | 支店名 |
|  |  |
| 普通・当座　　口座番号 | |
| フリガナ  口座名義人 | |

（注）市税の滞納がある場合には、補助金の交付はできません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 上記の者より補助金申請があったので納税状況調査をお願いします。  　　　　　　　年　　月　　日  　納税課長　様  　スポーツ振興課長 | | | |
|  | 市税滞納の有無 | 滞納がないとき・・・「滞納なし」  滞納があるとき・・・「滞納あり」と記入してください。 |  |
|  |
| 納税状況は上記のとおりです。  年　　月　　日　　　納税課長　　　　　　　　印 | | | |

別記様式第２号（第７条関係）

今治市指令記号第　　　　　号

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　様

今治市スポーツ指導者育成支援事業費補助金不交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付け申請のあった今治市スポーツ指導者育成支援事業費補助金について、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

　年　　月　　　日

今治市長　　　　　　　　　　印

【　交付しない理由　】